

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「別表の 1 9 の項及び 6 1 の 2 の項」を「別表の 2 7 の項及び 9 3 の項」に改め、同表 6 の項中「別表の 2 7 の項」を「別表の 4 0 の項」に改める。

別表第 2 第 1 項の表 6 の項及び 8 の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

」

を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
---

に改

」

「

め、同表 9 の項中

国民健康保険法第 5 6 条第 1 項  
に規定する他の法令による給付  
の支給に関する情報であって規則  
で定めるもの

を

生活に困窮する外国人に対する  
生活保護の措置に関する情報で  
あって規則で定めるもの

「

国民健康保険法第 5 6 条第 1 項  
に規定する法令その他の法令に  
よる給付の支給に関する情報で  
あって規則で定めるもの

に改め、同表 1 8 の項中

難病の患者に対する医療等に関  
する法律による特定医療費の支  
給に関する情報であって規則で  
定めるもの

」

「

身体障害者手帳に関する情報で  
あって規則で定めるもの

療育手帳に関する情報であって  
規則で定めるもの

を

「  
身体障害者手帳に関する情報で  
あって規則で定めるもの

に改

」

め、同表 2 0 の項中「介護保険法による保険料の徴収に関する情報」を「介護保険  
給付等関係情報」に改め、同表中 2 1 の項を削り、2 2 の項を 2 1 の項とし、2 3  
の項から 2 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 2 6 の項中

「

国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

「  
国民健康保険法による国民健康  
保険の被保険者の資格に関する  
情報を  
情報であって規則で定めるもの  
に改  
」

め、同項を同表25の項とし、同表27の項中「特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表26の項とし、同表中28の項を27の項とし、同表に次のように加える。

28 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の制定に伴う庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正及び庁内連携ができる事務に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正(別表第2第1項の表関係)

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務及び特定個人情報の組合せについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に規定されていないものを条例で規定することとしており、同令において次に掲げる事務及び療育手帳に関する情報の組合せが規定されたことから、当該組合せと重複する条例の規定を削除するもの

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

イ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務

エ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務

(2) 庁内連携ができる事務に係る規定の追加(別表第2第1項の表関係)

庁内連携ができる事務として災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務を追加し、当該事務において庁内連携ができる特定

個人情報として地方税関係情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を規定するもの

## 2 施行期日

公布の日

相模原市市税条例の一部を改正する条例について  
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例の一部を改正する条例  
相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「その課税標準」を「、その課税標準」に改める。  
附則第 4 条の 2 中第 18 項を第 19 項とし、第 7 項から第 17 項までを 1 項ずつ  
繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。  
7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で  
定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)による地方税法(昭和  
25 年法律第 226 号)の改正に伴う固定資産税の課税標準の特例に係る規定の  
追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市市税条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 固定資産税の課税標準の特例に係る規定の追加(附則第4条の2関係)

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された特定バイオマス発電設備(バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。以下同じ。)のうち、出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満の規模のものに対して課する固定資産税の課税標準は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、当該特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する割合を参酌して条例で定める割合を乗じて得た額とされたことから、当該条例で定める割合を参酌すべき割合どおりとするもの

課税標準の特例の対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された特定バイオマス発電設備のうち、出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満の規模のもの	7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下	7分の6

### 2 施行期日

公布の日



個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について  
個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例  
個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人竹の子作業所の項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に特定非営利活動法人竹の子作業所に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)第 13 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人竹の子作業所の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和 10 年 12 月 31 日」とあるのは、「令和 6 年 3 月 31 日」とする。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の解散に伴い、当該特定非営利活動法人に係る規定を削除いたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について  
相模原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例  
(相模原市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 2 条 相模原市国民健康保険診療所条例(平成 17 年相模原市条例第 117 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 電子資格確認等(国民健康保険法又は規則で定める保険各法の規定により被保険者等(これらの法律の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者をいう。以下同じ。)であることを確認する方法として用いられる電子資格確認等をいう。)により被保険者等であることの確認を受けない者の診療を行ったときは、前号の規定により算定した額に 100 分の 150 を乗じて得た額

(相模原市精神保健福祉センター条例の一部改正)

第 3 条 相模原市精神保健福祉センター条例(平成 21 年相模原市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 電子資格確認等(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で

定める保険各法の規定により被保険者等(これらの法律の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者をいう。以下同じ。)であることを確認する方法として用いられる電子資格確認等をいう。)により被保険者等であることを確認を受けない者の診療を行ったときは、前号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(相模原市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則に係る規定の削除、同法の条項を引用する規定の整理並びに国民健康保険診療所の使用料に係る規定並びに相模原市精神保健福祉センターの使用料及び手数料に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市国民健康保険条例等の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市国民健康保険条例の一部改正(第1条関係)

国民健康保険の被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則に係る規定を削除するもの

#### (2) 相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正(第2条関係)

国民健康保険診療所の診療を受けたときの使用料の額について、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に基づき算定した額に100分の150を乗じて得た額とする対象を、電子資格確認等により医療保険の被保険者等であることの確認を受けない者とするもの

##### ※ 電子資格確認等

医療機関等から療養を受けようとする者等が、医療保険の保険者等に対し、個人番号カードに記録された電子証明書を送信する方法等により被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、当該保険者等から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供することにより、被保険者等であることの確認を受けることその他の確認方法をいう。

#### (3) 相模原市精神保健福祉センター条例の一部改正(第3条関係)

相模原市精神保健福祉センターの診療を受けたときの使用料の額について、(2)と同様の改正を行うもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年12月2日

#### (2) 相模原市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置

令和6年12月2日前にした行為及び現に被保険者証の交付を受けている世帯主が同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 27 条中「第 23 条」を「第 24 条」に改め、同条を第 28 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(過料)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 8 条第 3 項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第 26 条第 1 号中「第 10 条第 3 項又は第 12 条第 3 項」を「第 11 条第 3 項又は第 13 条第 3 項」に改め、同条第 2 号中「第 16 条」を「第 17 条」に改め、同条を第 27 条とする。

第 25 条中「第 17 条第 5 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同条を第 26 条とする。

第 24 条中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条を第 25 条とする。

第 23 条の前の見出しを削り、同条中「第 17 条第 5 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同条を第 24 条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第 22 条を第 23 条とする。

第21条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1項中「施設、施設を設置する場所」を「施設等」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第4項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(多数の犬又は猫の飼養等に係る届出)

第8条 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬(生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。)の数又は猫の数が一の施設等(施設及び施設を設置する場所をいう。以下同じ。)において6以上となったときは、その日から30日以内に、当該施設等ごとに、かつ、当該犬又は猫の別ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設等の所在地
- (3) 犬の数又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬の数又は猫の数
- (4) 飼養又は保管の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設等において次の各号のいずれかに該当したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 犬又は猫の飼養又は保管を廃止したとき。
- (2) 飼養し、又は保管する犬の数又は猫の数が6未満となったとき。

- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設(法第10条第2項第6号に規定する飼養施設をいう。以下同じ。)において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
  - (2) 第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
  - (3) その他規則で定める場合
- 別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の際現に一の同項に規定する施設等において同項に規定する犬又は猫を6以上飼養し、又は保管する者(同条第4項各号のいずれかの場合に該当する者を除く。)についても適用する。この場合において、同条第1項中「となったときは、その日から30日以内」とあるのは、「であるときは、令和7年4月30日まで」とする。  
(準備行為)
- 3 改正後の第8条第1項の規定による届出の受理その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(相模原市手数料条例の一部改正)
- 4 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。  
別表第2第25号の表中「第21条」を「第22条」に改める。

#### 提案の理由

犬又は猫の飼養及び保管に関する適正管理を図るため、多数の犬又は猫の飼養等に係る届出に係る規定及び当該規定に違反した者に対する過料に係る規定を追加したく提案するものである。

## 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 多数の犬又は猫の飼養等に係る届出に係る規定の追加(第 8 条関係)

ア 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬(生後 9 1 日未満の犬を除く。以下同じ。)の数又は猫の数が一の施設等において 6 以上となったときは、その日から 30 日以内に、当該施設等ごとに、かつ、当該犬又は猫の別ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならないこととするもの

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 施設等の所在地

(ウ) 犬の数又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬の数又は猫の数

(エ) 飼養又は保管の方法

(オ) その他規則で定める事項

イ アの届出事項に変更があったときは、規則で定める軽微な変更を除き、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととするもの

ウ アの届出に係る施設等において、次のいずれかに該当したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととするもの

(ア) 犬又は猫の飼養又は保管を廃止したとき。

(イ) 飼養し、又は保管する犬の数又は猫の数が 6 未満となったとき。

エ 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者がその登録等に係る施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合等は、アからウまでの届出は不要とするもの

#### (2) 過料に係る規定の追加(第 29 条関係)

次のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処することとするもの

ア (1)ア又はイの届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ (1)ウの届出をする場合において、虚偽の届出をした者



## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和7年4月1日

### (2) 経過措置

1(1)アに係る規定は、現に一の施設等において犬又は猫を6以上飼養し、又は保管する者(1(1)エに該当する者を除く。)についても適用するものとし、当該規定による届出は、令和7年4月30日までに行うこととするもの

### (3) 準備行為

1(1)アの届出の受理その他必要な準備行為は、令和7年4月1日前においても行うことができることとするもの

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について  
 相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
 相模原市営自転車駐車場条例(昭和 55 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のよ  
 うに改正する。

別表第 2 相模原駅南口第 2 路上等自転車駐車場の項の次に次のように加える。

矢部駅南口路上等自転車 駐車場	相模原市中央区矢部新田 1 2 9 番 3 地先
--------------------	--------------------------

別表第 3 中	橋本駅北口路上等自転車駐 車場	を	橋本駅北口路上等自転車駐 車場
	橋本駅南口第 2 路上等自転 車駐車場		橋本駅南口第 2 路上等自転 車駐車場
	相模原駅南口第 1 路上等自 転車駐車場		相模原駅南口第 1 路上等自 転車駐車場
	相模原駅南口第 2 路上等自 転車駐車場		相模原駅南口第 2 路上等自 転車駐車場
	淵野辺駅南口第 1 路上等自 転車駐車場		矢部駅南口路上等自転車駐 車場
	淵野辺駅南口第 2 路上等自 転車駐車場		淵野辺駅南口第 1 路上等自 転車駐車場
	古淵駅路上等自転車駐車場		淵野辺駅南口第 2 路上等自 転車駐車場
	相模大野駅北口第 1 路上等		古淵駅路上等自転車駐車場

自転車駐車場  
相模大野駅北口第2路上等  
自転車駐車場  
相模大野駅北口第3路上等  
自転車駐車場  
相模大野駅西側第2路上等  
自転車駐車場

相模大野駅北口第1路上等  
自転車駐車場  
相模大野駅北口第2路上等  
自転車駐車場  
相模大野駅北口第3路上等  
自転車駐車場  
相模大野駅西側第2路上等  
自転車駐車場

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

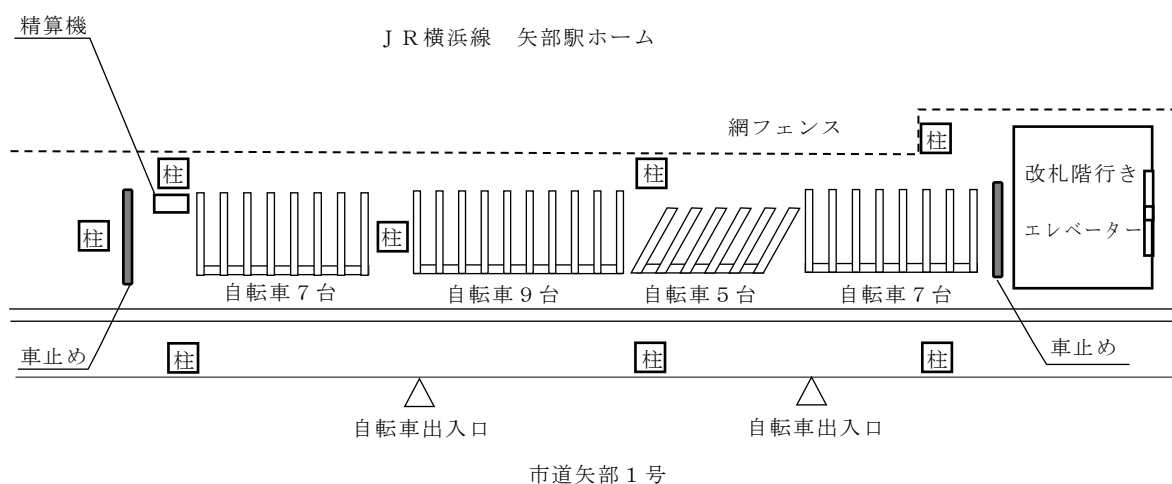
#### 提案の理由

矢部駅南口路上等自転車駐車場を設置いたしたく提案するものである。

# 案内図



# 平面図



## 施設の概要

名 称	矢部駅南口路上等自転車駐車場
位 置	相模原市中央区矢部新田129番3地先
面 積	36.75 m <sup>2</sup>
収 容 台 数	自転車28台(電磁ロック式駐輪機器による。)
入 出 場 時 間	午前0時から午後12時まで
駐 車 料	2時間経過後2時間ごとに100円

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について  
相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例  
相模原市簡易水道条例(平成 18 年相模原市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用料」を「料金」に改める。

第 2 条中「。以下「設置条例」という。」を削る。

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 共用給水装置 2 世帯以上が共同で使用し、又は公衆の用に供する給水装置をいう。

第 4 条を次のように改める。

(用途の区分)

第 4 条 簡易水道により供給される水の用途の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家事用 主として家事の用に供するものをいう。

(2) 業務用 店舗、工場、病院、学校、官公署その他の事務所等において営業又は事業の用に供するもの(次号及び第 4 号に規定するものを除く。)をいう。

(3) 一時用 工事その他一時的な用に供するものをいう。

(4) 公衆浴場用 公衆浴場(温泉、蒸し風呂その他特殊なものを除く。)の用に供するものをいう。

第 9 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又

は」に、「1年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「1年6月」を「2年」に改め、同条第3号中「若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校」を「又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、同条中第6号及び第7号を削り、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者第9条第4号中「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校」を「又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者第9条第8号を次のように改める。

(8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、省令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する者第14条第1号を次のように改める。

(1) 第9条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第14条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、省令第

14条に規定する者

第14条第5号及び第6号を削る。

第26条第1項第2号中「給水管」を「量水器」に、「用途」を「第4条に掲げる用途の区分(以下「量水器の口径等」という。)」に改める。

「第5章 使用料及び手数料」を「第5章 料金及び手数料」に改める。

第27条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条第1項中「簡易水道の使用に係る料金(以下「使用料」を「簡易水道料金(以下「料金」に改め、同条第2項中「使用料」を「料金」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「使用料」を「料金」に改め、「加えた額」の次に「(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第29条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「使用料」を「料金」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(特別な場合における料金の算定)

第29条の2 月の中途において簡易水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における当該月の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 簡易水道の使用期間が15日以下で、かつ、使用水量が別表第1の表に掲げる基本料金の使用水量(以下「基本水量」という。)の2分の1を超えないとき。基本料金の2分の1の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 簡易水道の使用期間が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたとき。1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

2 月の中途において量水器の口径等を変更した場合における当該月の料金は、当該月において使用した日数が最も多い量水器の口径等に応じて別表第1に定めるところにより算出して得た1月当たりの料金の額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、当該日数が等しいときは、当該変更後の量水器の口径等に応じて別表第1に定めるところにより算出して得た1月当たりの料金の額



に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第30条各号列記以外の部分中「用途」を「第4条に掲げる用途の区分」に改める。

第31条(見出しを含む。)中「使用料」を「料金」に改める。

第32条及び第33条中「第26条第1項に規定する」を「第26条第1項第1号の規定による」に、「使用料」を「料金」に改める。

第34条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「使用料」を「料金」に、「納入告知書により告知し」を「納入通知書又は口座振替の方法により」に改める。

第35条(見出しを含む。)中「使用料の分割納入」を「料金の分割徴収」に改める。

第37条第1項中「設置条例第4条第2項に規定する葛原簡易水道若しくは牧野中央簡易水道の給水の区域内で」を削り、「納入金」を「水道利用加入金」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「とし、これに」を「に、当該額に係る」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、改造工事に係る場合においては、改造後の量水器の口径に応じて算出して得た額から改造前の量水器の口径に応じて算出して得た額を控除して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額とする。

第37条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第38条第1項中「新たに配水管等」を「新たに配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)」に改める。

第42条第2号及び第44条中「使用料」を「料金」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第28条関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の 区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、	口径25	4立方メー	890円	4立方メートルを超	20円

業務用及び一時用	ミリメートル以下の分	トル以下の分		え8立方メートル以下の分	
				8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	153円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	164円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	220円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
				口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分
			15立方メートルを	164円	

			超え20立方メートル以下の分	
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	220円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
			1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
口径40ミリメートル	30立方メートル以下の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	285円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
			300立方メートル	366円

				を超え1,000立方メートル以下の分	
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
	口径50ミリメートル	50立方メートル以下の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366円
				1,000立方メートルを超える分	463円(家事用にあつては、366円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超	57円

				える分	
--	--	--	--	-----	--

別表第2(第37条関係)

量水器の区分	金額
口径25ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 120,000円
口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 875,000円
口径40ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 1,350,000円
口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの	量水器1個につき 3,250,000円
口径75ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市簡易水道条例(以下「新条例」という。)第28条から第29条の2まで及び別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る簡易水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前の簡易水道の使用に係る料金(施行日以後における料金の算定期間に、施行日前の期間が含まれる場合を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1及び前項の規定にかかわらず、施行日から令和10年3月31日までの間の使用に係る料金(同年4月1日以後における料金の算定期間に、同日前の期間が含まれる場合を含む。)は、附則別表第1に定めるところにより算出して得た額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額(以下「消費税額等」という。)を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合における新条例第28条並びに第29条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、新条例第28条中「別表第1」とある

のは「相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(令和6年相模原市条例第 号。以下「一部改正条例」という。)附則別表第1」と、新条例第29条の2第1項第1号及び第2項中「別表第1」とあるのは「一部改正条例附則別表第1」とする。

- 4 新条例別表第1及び附則第2項の規定にかかわらず、令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間の使用に係る料金(同年4月1日以後における料金の算定期間に、同日前の期間が含まれる場合を含む。)は、附則別表第2に定めるところにより算出して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合における新条例第28条並びに第29条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、新条例第28条中「別表第1」とあるのは「相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(令和6年相模原市条例第 号。以下「一部改正条例」という。)附則別表第2」と、新条例第29条の2第1項第1号及び第2項中「別表第1」とあるのは「一部改正条例附則別表第2」とする。

附則別表第1(附則第3項関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の 区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、 業務用及 び一時用	口径25 ミリメー トル以下	4立方メー トル以下の 分	890円	4立方メートルを超 え8立方メートル以 下の分	18円
				8立方メートルを超 え15立方メートル 以下の分	123円
				15立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	134円
				20立方メートルを 超え30立方メー	180円

			ル以下の分	
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	245円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	270円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	288円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	316円
			1,000立方メー トルを超える分	403円(家事用に あつては、316 円)
口径30 ミリメー トル	10立方メ ートル以下 の分	1,300円	10立方メートルを 超え15立方メー トル以下の分	123円
			15立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	134円
			20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	140円
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	175円
			50立方メートルを 超え100立方メー	200円

			トル以下の分	
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
			1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	175円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	200円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
			1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
口径50 ミリメー トル	50立方メ ートル以下 の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	200円
			100立方メートルを超え300立方メ	208円



				メートル以下の分	
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
				1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	208円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	226円
				1,000立方メートルを超える分	303円(家事用にあつては、226円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円
				8立方メートルを超える分	57円

附則別表第2(附則第4項関係)

1月当たりの料金表

用途	量水器の区分	料金の種別			
		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1立方メートルにつき)
家事用、業務用及び一時用	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円

			8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	138円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	149円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	200円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	265円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	290円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	313円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	341円
			1,000立方メートルを超える分	433円(家事用にあつては、341円)
口径30ミリメートル	10立方メートル以下の分	1,300円	10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	138円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	149円

			20立方メートルを 超え30立方メー トル以下の分	180円
			30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	230円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	255円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	273円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	296円
			1,000立方メー トルを超える分	383円(家事用に あつては、296 円)
口径40 ミリメー トル	30立方メ ートル以下 の分	6,000円	30立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	230円
			50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	255円
			100立方メートル を超え300立方メ ートル以下の分	273円
			300立方メートル を超え1,000立 方メートル以下の分	296円

				1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
	口径50ミリメートル	50立方メートル以下の分	11,500円	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	255円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	273円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	296円
				1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
	口径75ミリメートル	100立方メートル以下の分	27,010円	100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	273円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	296円
				1,000立方メートルを超える分	383円(家事用にあつては、296円)
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える分	57円

提案の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)による水道法施行令(昭和32年政令第336号)の改正及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和6年厚生労働省令第65号)による水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の改正に伴う布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定の改正、相模原市簡易水道の料金体系を神奈川県営水道の料金体系に統一することに伴う簡易水道の料金及び加入金に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市簡易水道条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 布設工事監督者の資格に係る規定の改正(第9条関係)

簡易水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者が有すべき資格について、次のとおりとするもの

- ア 大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- イ 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ウ 短期大学又は高等専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- エ 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- オ 高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- カ 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- キ 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ク アからキまでに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)に規定する者

#### (2) 水道技術管理者の資格に係る規定の改正(第14条関係)

簡易水道の管理についての技術上の業務を担当する水道技術管理者が有すべ

き資格について、次のとおりとするもの

ア 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、大学を卒業した者については1年6月以上、短期大学等を卒業した者については2年6月以上、高等学校等を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ アからウまでに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として省令に規定する者

(3) 簡易水道の料金及び加入金に係る規定の改正(別表第1及び別表第2並びに附則別表第1及び附則別表第2関係)

ア 簡易水道の料金の改定

(ア) 改定前(1月当たりの料金)

a 葛原簡易水道及び牧野中央簡易水道

(a) 基本額

用途		金額
家事用及び業務用(8立方メートル以下の分)		953円
浴場用(10立方メートル以下の分)		1,191円
一時用(10立方メートル以下の分)	家事用	1,429円
	業務用	1,786円

(b) 加算額

用途	使用水量	金額 (1立方メートルにつき)

家事用	8立方メートルを超える分	124円	
業務用		使用水量に応じ、 124円～220円	
浴場用	10立方メートルを超える分	124円	
一時 用		家事用	143円
		業務用	243円

b 青根簡易水道

使用料(給水装置1件につき)	1,600円
----------------	--------

(イ) 改定後(1月当たりの料金)

a 基本料金

用途	量水器の区分	金額
家事用、業務用及び一時用	口径25ミリメートル以下 (4立方メートル以下の分)	890円
	口径30ミリメートル (10立方メートル以下の分)	1,300円
	口径40ミリメートル (30立方メートル以下の分)	6,000円
	口径50ミリメートル (50立方メートル以下の分)	11,500円
	口径75ミリメートル (100立方メートル以下の分)	27,010円
公衆浴場用	口径75ミリメートル以下 (4立方メートル以下の分)	890円

b 従量料金

用途	使用水量	金額 (1立方メートルにつき)		
		令和7年度 から令和9 年度まで	令和10年 度及び令和 11年度	令和12年 度以降
家事用、	4立方メートルを			



業務用及び一時用	超え 8 立方メートル 以下の分	1 8 円	1 9 円	2 0 円
	8 立方メートル(口 径 3 0 ミリメートル の場合は、1 0 立方 メートル)を超え 1 5 立方メートル以 下の分	1 2 3 円	1 3 8 円	1 5 3 円
	1 5 立方メートルを 超え 2 0 立方メー トル以下の分	1 3 4 円	1 4 9 円	1 6 4 円
	2 0 立方メートルを 超え 3 0 立方メー トル以下の分	1 4 0 円 (1 8 0 円)	1 8 0 円 (2 0 0 円)	2 2 0 円
	3 0 立方メートルを 超え 5 0 立方メー トル以下の分	1 7 5 円 (2 4 5 円)	2 3 0 円 (2 6 5 円)	2 8 5 円
	5 0 立方メートルを 超え 1 0 0 立方メー トル以下の分	2 0 0 円 (2 7 0 円)	2 5 5 円 (2 9 0 円)	3 1 0 円
	1 0 0 立方メートル を超え 3 0 0 立方メ ートル以下の分	2 0 8 円 (2 8 8 円)	2 7 3 円 (3 1 3 円)	3 3 8 円
	3 0 0 立方メー トルを超え 1, 0 0 0 立方メートル以下の 分	2 2 6 円 (3 1 6 円)	2 9 6 円 (3 4 1 円)	3 6 6 円
	1, 0 0 0 立方メ ートルを超える分 (業務用及び一時用	3 0 3 円 (4 0 3 円)	3 8 3 円 (4 3 3 円)	4 6 3 円

	に限る。)			
	1,000立方メートルを超える分(家事用に限る。)	226円 (316円)	296円 (341円)	366円
公衆浴場用	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分	19円	20円	20円
	8立方メートルを超える分	57円	57円	57円

備考 括弧内の数字は、量水器の区分が口径25ミリメートル以下のものに係る金額

イ 加入金の改定

(ア) 葛原簡易水道及び牧野中央簡易水道

量水器の区分	金額(量水器1個につき)	
	改定前	改定後
口径25ミリメートル以下のもの	142,858円	120,000円
口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	1,214,286円	875,000円
口径40ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの	1,857,143円	1,350,000円
口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの	4,428,572円	3,250,000円
口径75ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	7,571,429円	
口径100ミリメートル		

を超え150ミリメートル以下のもの	17,142,858円	市長が別に定める額
口径150ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額	

(イ) 青根簡易水道

金額(量水器1個につき)	
改定前	改定後
量水器の口径の区分にかかわらず 100,000円	量水器の区分に応じ、(ア)の表の改定後の欄に掲げる金額

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(3)アに係る規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の簡易水道の使用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(3)アに係る規定及びアに係る規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの使用に係る料金並びに令和10年度及び令和11年度の使用に係る料金は、それぞれの期間に応じて1(3)ア(イ)の表により算出して得た額に、当該額に係る消費税額等を加えた額とするもの

相模原市青根簡易水道基金条例を廃止する条例について  
相模原市青根簡易水道基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市青根簡易水道基金条例を廃止する条例  
相模原市青根簡易水道基金条例(平成 1 8 年相模原市条例第 2 6 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市青根簡易水道事業基金を廃止いたしたく提案するものである。

相模原市立学校の設置に関する条例及び相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について

相模原市立学校の設置に関する条例及び相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校の設置に関する条例及び相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

(相模原市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 相模原市立青葉小学校の項を削る。

(相模原市立児童クラブ条例の一部改正)

第 2 条 相模原市立児童クラブ条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

別表相模原市立青葉児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

光が丘周辺地域における学校再編に伴う相模原市立青葉小学校の廃止及び同校と同位置に設置している相模原市立青葉児童クラブの廃止をいたしたく提案するものである。

## 案内図



### 施設の概要

名 称	相模原市立青葉小学校	相模原市立青葉児童クラブ
位 置	相模原市中央区並木4丁目8番4号	
設置年月日	昭和53年4月1日	平成14年12月1日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(一部軽量鉄骨造等)	
延べ床面積	5,999.25㎡	